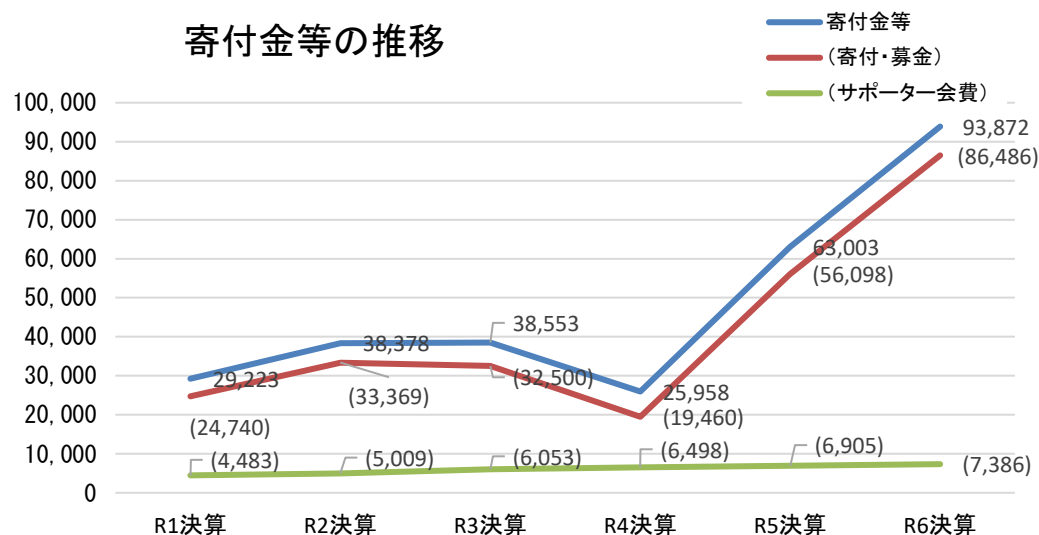


寄付及びサポーター会員 大募集！！

県民会議では、こどもの学びと育ちを社会全体で支え、地域の実情に即した対策に取り組むとともに、県民の総力を結集し、沖縄の未来を創造するこどもたちが安心して暮らせるよう、皆さまからのご寄付やサポーター会費により様々な事業を展開していきます。

寄付金等の推移



貧困対策に充てる財源の安定確保のため、法人サポーター会員の募集を強化しています。

ぜひ、各団体の皆様のお力添えをお願いします。



- ・公式ホームページ
- ・寄付／サポーター会員のお申込みはこちらから

寄付を行う	有志の金額を寄付
サポーターになる	会費を月毎/年毎で寄付 ■企業・団体サポーター 1口月額10,000円 (年間120,000円) ■個人サポーター 1口月額1,000円 (年間12,000円)

【お問合せ先】

○寄付・サポーター会費のお振込みに関するお問い合わせ
 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議 寄付担当者
 TEL:098-861-3463
 E-mail:nobinobi@mco.ne.jp

○沖縄こどもの未来県民会議全般に関するお問い合わせ
 沖縄県こども未来部こども家庭課
 電話 098-866-2174
 e-mail aa022004@pref.okinawa.lg.jp
 住所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2



沖縄こどもの未来県民会議 寄付及びサポーターのご案内

沖縄こどもの未来県民会議では、こどもの学びと育ちを社会全体で支え、地域の実情に即した対策に取り組むとともに、県民の総力を結集し、沖縄の未来を創造するこどもたちが安心して暮らせるよう、皆さまからのご寄付や会費により様々な事業を展開していくこととしております。つきましては、当県民会議の趣旨にご理解いただき、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

1 寄付及びサポーター会費について

(1) 寄付／ご希望の金額を納付

※クレジットカード決済においては、1,000円以上100万円以内

(2) サポーター会費／会費を月毎又は年間一括で納付

- ① 企業・団体サポーター 1口月額／1万円（年間12万円）
- ② 個人サポーター 1口月額／千円（年間12,000円）

2 寄付及びサポーター会費の納付方法について

クレジットカード決済、銀行振込のいずれかをお選びできます。下記ホームページ内「サポーター&寄付募集」ページの申込みフォームよりお申し込みください。また、銀行振込の場合は、申込み後に下記口座にお振り込みをお願いいたします。なお、各金融機関の窓口にてお振り込みいただくと振込手数料は無料となります。

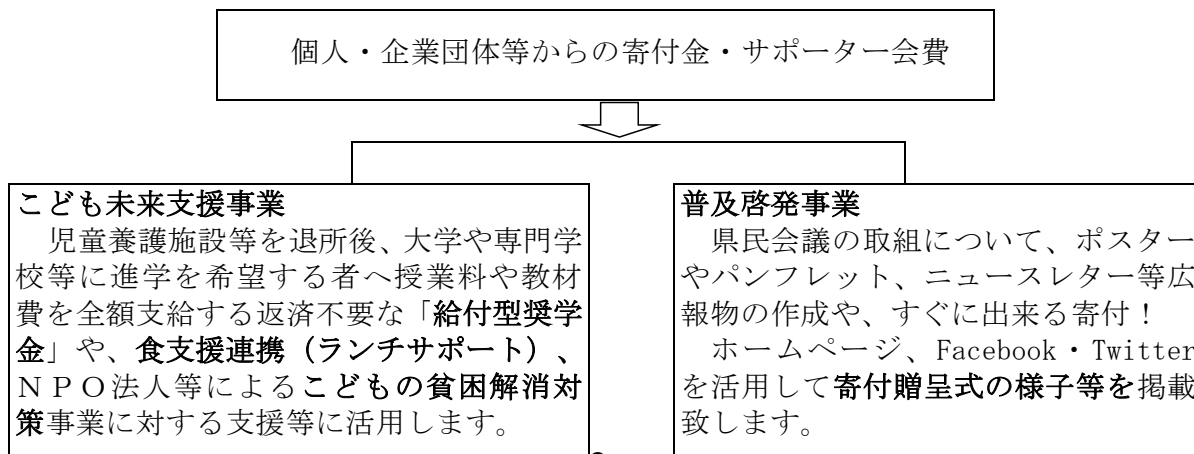
※ サポーター会費については自動引落（口座振替）もご利用できます。自動引落をご希望の方は、金融機関所定の自動口座引落利用申込書をお送りいたしますので、こちらをご返送いただいた後から、毎月21日、または1年に1回、会費を振替させていただきます。

※ ATMやインターネットバンキング、他行からの振込みの場合は、振込手数料が発生します。

○ 沖縄こどもの未来県民会議ホームページ <http://www.okinawa-child-future.jp/>

名義人(受取人)	コウエキシヤダンホウジンオキナワケンセイシヨウネンイクセイケンミンカイギ 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議			
沖縄銀行	本店	普通預金	2535012	
琉球銀行	本店	普通預金	1218070	
沖縄海邦銀行	本店	普通預金	0891209	
沖縄県農業協同組合	本店	普通預金	0027220	

3 寄付及びサポーター会費の使途について



4 税制上の優遇措置について

皆様（個人・法人）からの寄付金及びサポーター会費につきましては、一定の要件の下に税制上の優遇措置が受けられます。詳細は以下のお問い合わせ先か、最寄りの税務署、市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。なお、寄付受領証明書につきましては、ご寄付の入金確認後に郵送いたします（※会費の毎月納付の場合、寄付受領書は翌年1月にご郵送いたします）。

《優遇措置の内容》

①法人税 公益財団法人への寄附金は、損金算入の取扱に特例が適用されます。

法人	寄附金の種類	損金算入の取扱
	一般の寄附金	損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 $= (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得 (注①)} \times 2.5\%) \times 1/4$
	公益財団法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 $= (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得 (注①)} \times 6.25\%) \times 1/2$

(注①) 当期の寄附金支出前所得

②所得税 公益財団法人への寄附金の一部が所得控除の対象となります。

個人	寄附金の種類	所得控除の取扱
	一般の寄附金	できません。
	公益財団法人に対する寄附金	所得控除額＝ 左記の寄付金額の合計額(注②)－2千円

(注②) ただし、控除前所得額の 40/100 を限度。

5 お問い合わせ先

沖縄こどもの未来県民会議事務局

○寄付・サポーター会費のお振込みに関するお問合せ

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議 寄付担当者

TEL：098-861-3463 FAX：098-861-3473

E-mail：nobinobi@mco.ne.jp

○寄付・サポーター会費全般に関するお問合せ

沖縄県こども家庭課 寄付担当者

TEL：098-866-2174 FAX：098-868-2402

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp

<http://www.okinawa-child-future.jp/>

沖縄こどもの未来県民会議



・県民会議とは
・支援活動の紹介
・寄付贈呈式の様





寄付型自動販売機 設置オーナーを募集します！

寄付型自動販売機普及協会様に沖縄こどもの未来県民会議を寄付先団体の一つとしてご登録いただいております。

沖縄こどもの未来県民会議の寄付型自動販売機について、どなたでもお問い合わせ・お申込ができます
詳細は寄付型自動販売機普及協会様のHPから！



／ 申請フォームへ
こちらから

＼ 詳細はHPを検索／

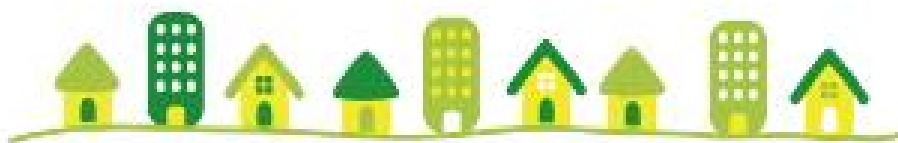
寄付型自動販売機普及協会



沖縄こどもの未来県民会議寄付型自動販売機とは？

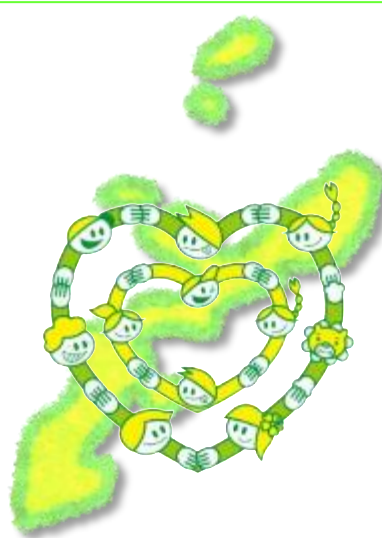


- ◆ 1本あたりの寄付金額は任意です。
- ◆ 皆様からの貴重な寄付金は、沖縄の子どもの貧困解消や、公平な学び・育ちの保障のため、各種事業へ活用いたします。
- ◆ 寄付金は法人・個人ともに税制優遇の対象となります。
- ◆ 『沖縄こどもの未来県民会議』については、HPをご覧ください。またFacebook、TwitterなどのSNSでも情報を発信しております。



沖縄
こどもの未来
県民会議

つながり



みんなで育もう